

障害者自立支援法におけるホームヘルパーの資格要件(平成18年10月以降)

平成18年厚労省告示第548号		居宅介護・注5	居宅介護・注6	居宅介護・注7	居宅介護・注8	居宅介護・注9	重度訪問・注4	重度訪問・注5	重度訪問・注6	行動援護・注3	
平成18年厚労省告示第523号 別表第1、別表第2、別表第3											
平成18年厚労省告示第538号 第1条	従事経験	身体介護	通院介助 (身体伴う)	家事援助	通院介助 (伴わない)	通院等乗降介助	重度訪問介護 区分3～5	重度訪問介護 区分6 (7.5%加算)	重度訪問介護 重度包括対象者 (15%加算)	行動援護	重度障害者等 包括支援
介護福祉士 介護職員基礎研修 訪問介護員1級 訪問介護員2級 居宅介護研修1級 居宅介護研修2級 旧居宅介護研修1級(過渡期受講中を含む) 旧居宅介護研修2級(過渡期受講中を含む)	知的者・知的児・精神者への 直接処遇の従事経験 2年以上										
	知的者・知的児・精神者への 直接処遇の従事経験 2年未満										
訪問介護員3級 居宅介護研修3級 旧居宅介護研修3級(過渡期受講中を含む)		3割減算	3割減算	1割減算	1割減算	1割減算					
重度訪問介護研修(基礎研修+追加研修) 旧日常生活支援研修(過渡期受講中を含む)	身体者への 直接処遇の従事経験 アリ	重訪単価	重訪単価	1割減算	1割減算	1割減算					
	身体者への 直接処遇の従事経験 ナシ			1割減算	1割減算	1割減算					
重度訪問介護研修(基礎研修のみ)	身体者への 直接処遇の従事経験 アリ	重訪単価	重訪単価	1割減算	1割減算	1割減算					
	身体者への 直接処遇の従事経験 ナシ			1割減算	1割減算	1割減算					
行動援護研修 旧行動援護研修(過渡期受講中を含む)	知的者・知的児・精神者への 直接処遇の従事経験 2年以上										
	知的者・知的児・精神者への 直接処遇の従事経験 1年以上2年未満									3割減算	
	知的者・知的児・精神者への 直接処遇の従事経験 1年未満										
旧視覚ガイヘル研修に相当する研修 旧視覚ガイヘル研修(過渡期受講中を含む)			3割減算		1割減算	1割減算					
旧全身性ガイヘル研修に相当する研修 旧全身性ガイヘル研修(過渡期受講中を含む)			3割減算		1割減算	1割減算					
旧知的ガイヘル研修に相当する研修 旧知的ガイヘル研修(過渡期受講中を含む)			3割減算		1割減算	1割減算					
みなしヘルパー(2級相当以上)	知的者・知的児・精神者への 直接処遇の従事経験 2年以上	3割減算	3割減算	1割減算	1割減算	1割減算					
	知的者・知的児・精神者への 直接処遇の従事経験 2年未満	3割減算	3割減算	1割減算	1割減算	1割減算					
みなしヘルパー(3級相当未満)		3割減算	3割減算	1割減算	1割減算	1割減算					

資格要件ナシ(無資格者でも従事可能)

(注1) 都道府県は、ほとんどの都道府県では1級ヘルパー級(一部の県では同行訪問実習などの条件あり)。

(注2) 重度訪問介護研修または旧日常生活支援研修の修了者が身体介護や家事援助を提供するのは特例(人材確保ができず市町村が認めた場合に限る、告示に記載はないが課長会議資料に記載)、身体介護に入る場合、3時間までは「重度訪問介護の単価」で、それ以降は「身体介護の3時間以降の単価(7.0単位/30分)」。

(注3) 重度訪問介護研修または旧日常生活支援研修の修了者が通院介助や通院等乗降介助を提供するのは例外的な場合に限る。

(注4) 行動援護において、従事経験1年の人がサービス提供できるのは経過措置(告示に記載はないが課長会議資料に記載)、経過措置の適用を受ける場合、平成19年3月までに行動援護従業者養成研修を受講しなくてはならない(告示に記載はないが課長会議資料に記載)。

(注5) 平成18年4月施行分の自立支援法令に基づく研修修了者の場合、平成18年9月以前開講、10月以降修了の人も含む(告示第538号第1条)